琴浦町教育委員会会議録

日時	平成３１年3月２７日（水）午後1時３０分～午後3時３５分
場所	琴浦町生涯学習センター　第１会議室
出席委員	石前富久美委員、田中宣彦委員、高力和美委員、森田澄恵委員 小林克美教育長
欠席委員	なし
その他出席者	渡邉教育総務課長兼学校給食センター所長、長尾人権・同和教育課長、村上社会教育課長、岸本指導主事、宮本教育総務課課長補佐、山田教育総務課主事
傍聴人	なし

議事日程

日程第　１	議事録署名委員の指名について
日程第　２	教育長報告
日程第　３	報告事項 （１）各課報告
日程第　４	議案第 11 号　中学校部活動指導員に関する規則の制定について
日程第　５	議案第 12 号　小中学校管理規則の一部改正について
日程第　６	議案第 13 号　林原育英奨学基金規程の一部改正について
日程第　７	議案第 14 号　人権教育推進員の設置及び服務に関する規則の一部改正について
日程第　８	議案第 15 号　琴浦町職員の異動について
日程第　９	議案第 16 号　臨時的任用教職員の雇用について
日程第　１０	議案第 17 号　スポーツ推進委員の委嘱について
日程第　１１	議案第 18 号　各地区公民館長の任命について
日程第　１２	議案第 19 号　各地区公民館主事の任命について
日程第　１３	議案第 20 号　社会教育委員の委嘱について
日程第　１４	議案第 21 号　生活相談員の任命について
日程第　１５	議案第 22 号　人権教育推進員の任命について
日程第　１６	議案第 23 号　校区外就学申立ての承認について
日程第　１７	議案第 24 号　学校医の委嘱について
日程第　１８	議案第 25 号　要保護・準要保護児童生徒の認定について
日程第　１９	議案第 26 号　特別支援学級入級者について

日程第　２０　報告事項

１　平成３０年度中学校卒業生進路状況

２　生徒指導月例報告

３　琴浦町新規学卒者就職促進奨励金支給規則の廃止について

日程第２１　　その他

１　教育委員会事務局・教職員歓送迎会　４月３日（水）

次回委員会議開催日　４月24日（水）13時30分～

閉　会　午後　時

平成３１年　第４回定例会の会議概要記録

会議内容の記録

教育長　　平成３１年第４回定例会を開会します。

日程第１　議事録署名委員指名

議事録署名委員を石前委員と森田委員にお願いします。

教育長

日程第２　教育長報告

日程第２　教育長報告を致します。

教育長　【教育長報告】

小中学校卒業式、教職員人事、講師不足、事務局人事、３月議会について

１　行事報告等

①　２月２６日（火）　図書館協議会

②　３月　４日（月）　校長会

③　３月　５日（火）　３月定例議会（～２２日）

④　３月１１日（月）　中学校卒業式

⑤　３月１２日（火）　臨時教育委員会

⑥　３月１５日（金）　小学校卒業式

⑦　３月２０日（水）　中部子ども支援センター　終了式

⑧　３月２２日（金）　小学校・中学校　修了式

２　今後の日程

①　４月　１日（月）　辞令交付式

②　４月　２日（火）　教職員宣誓式　校長会

③　４月　３日（水）　町講師辞令交付式　　歓送迎会

④　４月　４日（木）　こども園　入園式

⑤　４月　６日（土）　スポーツ少年団　結団式

⑥　４月　８日（月）　始業式

⑦　４月　９日（火）　小学校入学式（１０時）　中学校入学式（１４時）

⑧　４月１３日（土）　みなとカップバレーボール大会　郡学童軟式野球大会

⑨　４月１５日（月）　教育行政懇談会

⑩　４月１８日（木）　全国学力学習状況調査

⑪　４月２１日（日）　船上山　さくら祭

⑫　４月２３日（火）～　小学校　修学旅行

3　その他

日程第３　報告事項

教育長　日程第３　報告事項について各課の報告をお願いします。教育総務課から順にお願いします。

教育総務課長　教育総務課は特にありません。

教育長　次に、社会教育課お願いします。

社会教育課長　資料により、平成３０年度文化芸術振興事業実施報告を説明

教育長　次に人権・同和教育課お願いします。

人権・同和教育課長　特にありません。

教育長　報告事項について何かありますか。（なし）

日程第４　議案第 11 号

教育長　議案第 11 号の説明をお願いします。

教育総務課長　議案第 11 号　中学校部活動指導員に関する規則の制定について本委員会の議決を求めるものです。

教員の働き方改革の一環で、部活動指導員は、教員に代わって部活動の指導、試合の引率を行うことができるようになります。その職務等を規則で定めるものです。身分は特別職の非常勤職員となり、校長の指示により部活動の指導を行います。配置は東伯中２人、赤碕中１人を予定しています。報酬については３月議会で改正した琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定め、時間給上限 1,520 円としています。

教育長　今までは部活指導をしていても引率ができませんでしたが、引率ができるようになるということで、教員の負担軽減になります。来年度は 3 名の配置を予定しています。

教育委員　資格の要件はありますか。

教育長　ありません。

教育委員　勘違いすることが良くある。入り込みすぎて、進路指導まで、熱が入りすぎることがある。

教育長　ありがとうございます。このことについては校長会でも伝えておきます。

スポ少では体罰が問題になっており、指導者講習会でくれぐれもそういうことがないように伝えているのですが、進路に関することについては気付かされ

ました。

教育委員　専門性についてはつながりがありますから、声がかかって、進路先に話をしてということになりかねない。やはり進路については学校長を交えることが必要。

教育長　顧問同士のつながりで校長を通さないで生徒が入ってくることがないように気をつけます。

教育委員　来年度3名ということですが、3名の枠があるのか、部活動の種類が変更されるのかを聞きたい。というのは、自分の所属しているスポーツ団体の話で、素人の先生が顧問で、独自の指導をされるが、それがルール違反になっているが、指導をされても直らないということがあった。やはり専門の方が指導していただければとおもっていたところに、この部活動指導員が来られる。先生も得意不得意がありますし、継続的に配置されるのかどうかが気になります。部活動をどういう位置づけにするのかということは大事ではあるが課題も多いと考えます。

教育長　教員の移動もありますし、一概に人数だけを確保すれば良いという問題でもありません。これからは増えていく方向だと思いますが、部活動の数も子どもの数が少なくなると減ってくるので、チームがつくれない、合同でチームを組まなければならないというところも出てきます。自分でも、本やビデオを見て勉強して指導した経験もある。子どもが減ると教員の数も減るため、顧問ができる部活動の種類も限られてくることもあります。

教育委員　以前外部指導者については県が全体をまとめて研修を行っていたが、そういうものはあるのか。

指導主事　あります。

教育委員　子どもには大切な指導者でありますのでしっかり研修していただきたい。

教育長　他によろしいか。承認してもよろしいか。(全員賛意)

議案第12号　小中学校管理規則の一部改正について

教育長　議案第12号の説明をお願いします。

教育総務課長　小中学校管理規則の一部改正について、本委員会の議決を求めるものです。学校評議委員については、これまで教育委員会が委嘱していましたが、委嘱を学校長に委任できるようにするものです。改正後は学校長が委嘱し、その後に教育委員会に報告するようになります。

教育長　実情に即したような形での改正ということです。

教育委員　学校評議委員の委嘱は承認ではなくて報告を受けるということですね。

教育長　そういうことです。よろしいですか。(全員賛意)

議案第 13 号　林原育英奨学基金規程の一部改正について

教育長	議案第 13 号をお願いします。
教育総務課長	林原育英奨学基金規程の一部改正について、本委員会の議決を求めるものです。いろいろ審議していただきました奨学基金ですが、これまで奨学金一本だったものを修学支援金、入学支度金の２種類とします。 これまで選考委員会の規程がありましたが、機能していなかったため、実状に応じて改正しました。決定の場合は町長が行いますが、必要な場合は教育委員会に意見を求めることができます。 金額は、高校生は変わりませんが、大学については上限を４万円から６万円に引き上げています。入学支度金については上限を 30 万円としています。 給付については 4 月、8 月、12 月としていたものを年 3 回としています。 返還については貸与総額が 192 万円を超える場合は修学年限の３倍の期間での返還としました。就学支度金のみの場合は卒業後１年経過後２年以内に返還していただきます。注意が必要なのは、入学支度金を支給したが、大学に入学しなかったときで、この場合は速やかに返還を求めます。 奨学生が死亡、障がいで労働能力を喪失した場合に返還猶予の規定を新たに設けています。
教育長	一つ確認ですが、第９条　12 ヶ月分を３回に分けてとありますが、4 か月分ずつを支払うのか、希望した月数を３回に分けて支払うのかどちらですか。
山田主事	４ヶ月分を支払う予定です。これまで初回は４月としていますが実際には５月に決定していましたので１年に３回と規定しました。
教育長	想定としては５月、８月、12 月ということですか。
山田主事	そうです。
教育長	何か質問はありますか。
教育委員	死亡した場合は親が払うのではなかったか。
教育総務課長	連帯保証人が支払います。亡くなったからといって全てが返還猶予ということではありません。相続の関係もありますので、こういうことも想定したということです。
人権・同和教育課長	９条についてこれまで支払い月が明記されていたが、明記しない理由を教えていただきたい。４ヶ月分を支払うのであれば明確にしておいたほうがよいのではないか。
教育委員	支払い時期が決めてあったほうがお金のやりくりには良いと思います。
山田主事	今回入学前支給も可能としたことや入学通知がなくても申請ができるようになりますが、申請時期については早めることができるようになると考えていま

すが明確に決まっていませんので、年３回の支給としました。

人権・同和教育課長　実際にやってみてから、何月に支払いができるか決めるということか。

山田主事　２月か３月の教育員会にかけて、貸与の決定をしたいと考えている。

教育委員　家計のことを考えると、決めていただいたほうがよい。

教育総務課長　おそらく最初の支払いのときに、次回の支払いのお知らせはできる。

教育委員　毎月支払いにはならないか、育英会などは毎月支払いですが、不可能ですか。

教育総務課長　不可能ではないが、手間がかかる。

教育委員　子どもの口座に振り込まれますか。

山田主事　委任していただければ保護者に口座に振り込むことは可能です。

教育長　支払月を明記したほうが良い、支払回数を多くした方が良いという意見が出ていますが、その他にはありますか。

人権・同和教育課長　14 条２項について、免除はしないということでよいか。

教育総務課長　免除はしません。

山田主事　免除は債権放棄になるので議会の承認が必要な案件であり、要綱には載せるべきではないという指摘がありました。

人権・同和教育課長　債権放棄については教育委員会で判断するということですか。

山田主事　はい、その後議会にかけるということになります。

教育委員　毎月支払いについても検討していただきたい。

教育総務課長　事務の簡素化を進めているところですが検討してみます。

教育長　事務の煩雑さを検討してください。

今回は、初回にその後の支払い月を明記して周知するということでお願いしますがいかがでしょうか。（全員賛意）

議案第 14 号　人権教育推進員の設置及び服務に関する規則の一部改正について

教育長　議案第 14 号をお願いします。

人権・同和教育課長　人権教育推進員の設置及び服務に関する規則の一部改正について議会の議決を求めるものです。27 年度から 29 年度までは２名の予算がついていました。27 年度は 1 名の設置、28 年度、29 年度は設置ができませんでした。30 年度の予算要求については 1 名分の予算にカットとなりました。31 年度予算要求でも 2 名の予算要求を行いましたが、1 名分の予算となりましたので、規則についても 1 名ということにしました。

よろしいですか。（全員賛意）

議案第 15 号　琴浦町職員の異動について

教育長　　　　　　議案第 15 号をお願いします。

教育総務課長　　　琴浦町職員の異動について本委員会の承認を求めるものです。

資料により説明

教育長　　　　　　専門員とあるのは再任用職員です。社会教育課に生涯学習センター管理室ができますので室長が新たに配置されています。

よろしいでしょうか。(全員賛意)

議案第 16 号　琴浦町臨時的任用職員の雇用について

教育長　　　　　　議案第 16 号をお願いします。

教育総務課長　　　琴浦町臨時的任用職員の雇用について本委員会の意見を求めるものです。

資料により説明

１４名の町講師、その中の 1 名は日本語支援として 30 年度途中からお願いしている方です。これまでの教育相談員を廃止し、町講師として相談支援員を東伯中と赤碕中にそれぞれ 1 名を配置しています。

教育長　　　　　　よろしいでしょうか（全員賛意)

議案第 17 号　琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

教育長　　　　　　議案第 17 号をお願いします。

社会教育課長　　　琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について本委員会の同意を求めるものです。定員 27 名ですが、25 名の委嘱、2 名が退任され、新たに 2 名を委嘱するものです。任期は 2 年です。

教育長　　　　　　公民館活動やさまざまな活動でこども達を含め、スポーツの指導をしていただいている方です。よろしいでしょうか。(全員賛意)

議案第 18 号　琴浦町各地区公民館長の任命について

教育長　　　　　　議案第 18 号をお願いします。

社会教育課長　　　琴浦町各地区公民館長の任命について、本委員会の同意を求めるものです。

このたびは全て再任で、以前は任期が 3 年でしたが今回任期は 1 年とします。

教育長　　　　　　法律が改正されますので今回は任期が 1 年ということで、それぞれ受けていただいております。よろしいでしょうか。(全員賛意)

議案第 19 号　琴浦町各地区公民館主事の任命について

教育長　　　　　　議案第 19 号をお願いします。

社会教育課長　　　琴浦町各地区公民館主事の任命について、本委員会の同意を求めるものです。

公民館主事については、八橋地区が新任となります。他の地区は再任です。

教育長　任期は１年で、再任は妨げないものですが、よろしいでしょうか。（全員賛意）

議案第 20 号　琴浦町社会教育委員の委嘱について

教育長　議案第 20 号をお願いします。

社会教育課長　琴浦町社会教育委員の委嘱について、本委員会の同意を求めるものです。
定員 10 名ですが、７名の委嘱としたい。１名新規で婦人会からの推薦です。任期は２年です。

教育長　４月から２年間の任期で７名ですが、よろしいか。（全員賛意）

議案第 21 号　平成 31 年度琴浦町生活相談員の任命について

教育長　議案第 21 号をお願いします。

人権・同和教育課長　平成 31 年度琴浦町生活相談員の任命について、本委員会の同意を求めるものです。両名とも継続の方で、地元からの推薦もいただいています。

教育長　よろしいか。（全員賛意）

教育委員　良いと思うが、どのような活動をしているのかを教えていただきたい。

教育長　次回でもお示しできますか。

人権・同和教育課長　年間の活動状況をまとめたものがありますので次回提出します。

教育長　任期は１年ですか。

人権・同和教育課長　特別職の非常勤職員ですし、来年度からは会計年度任用職員となる予定ですのでどちらにしても今年度は１年間ということになります。

議案第 22 号　平成 31 年度人権教育推進委員の任命について

教育長　議案第 22 号をお願いします。

人権・同和教育課長　平成 31 年度人権教育推進委員の任命について、本委員会の同意を求めるものです。今年度も継続でお願いしたい。

教育長　１年任期ということですが、よろしいか（全員賛意）

議案第 23 号　校区外就学申立ての承認について

教育長　議案第 23 号をお願いします。

教育総務課長　校区外就学申立ての承認について、本委員会の承認を求めるものです。
転居が今年の３月３１日で今年度が最終学年ということです。

教育長　近くの登校班と登下校とあるが、登校班は近いのですか。

教育委員　近いです。道路を挟んで向かいです。

教育長　　　　　　　よろしいか。（全員賛意）

議案第24号　平成31年度小学校・中学校校医等の委嘱について

教育長　　　　　　　議案第24号をお願いします。

教育総務課長　　　　平成31年度小学校・中学校校医等の委嘱について、本委員会の議決を求めるものです。代わった方は、浦安小学校薬剤師です。

教育長　　　　　　　耳鼻科にも下線がしてありますが。

教育総務課長　　　　耳鼻科についても町内医療機関から倉吉の耳鼻科に変更となっています。

教育委員　　　　　　耳鼻科はまなびタウンに２年生が一斉に集まって検診を受けていましたが同じような形ですか。

教育総務課長　　　　今年度は代表養護教諭が浦安小学校なので、浦安小学校に集まって検診してもらうよう予定しています。こういった形でなければ耳鼻科の校医を受けてもらえないということです。

議案第25号　要保護・準要保護児童生徒の認定について

教育長　　　　　　　議案第25号をお願いします。

教育総務課長　　　　要保護・準要保護児童生徒の認定について、本委員会の承認を求めるものです。

資料により説明

認定基準内の案件については認定

合計所得が認定基準を超えているものについては不認定

不認定の場合でも平成31年度課税の状況で申請するなど情報提供をすること。

議案第26号　平成31年度特別支援学級入級者について

教育長　　　　　　　議案第26号をお願いします。

教育総務課長　　　　平成31年度特別支援学級入級者について、本委員会の承認を求めるものです。

資料により説明

指導主事　　　　　　八橋小学校に知的障害、病弱のクラスが新設です。

３複（さんぷく）については、一つの支援学級に３学年にわたる児童がいる場合に教員の加配が付くということです。

教育長　　　　　　　子どもの数は全体としては減っているが、特別支援学級の児童は増えてきています。乳幼児期のかかわりをしっかりしていかなければならないと考えています。いろいろな本を読みますが、発達障がいというのは、良くもなるし悪くも

なるとされています。かかわり方で少しずつよくなることもありますし、それも早ければ早いほうが良いとのことです。

来年度８７名が入級してスタートします。通常学級に在籍している支援が必要な児童もいますのであわせて支援していきたいと思います。

日程 20 報告事項

教育長　　中学校卒業生の進路状況について報告事項をお願いします。

指導主事　　中学校卒業生の進路状況について、資料により説明

教育長　　中部に残る生徒が少ない、高校が定員割れになる状況が続き、だんだんひどくなってきている。昨年よりも中部から出て行く生徒が多くなっているので何とかしないといけないという声があります。

教育長　　生徒指導月間報告をお願いします。

指導主事　　生徒指導月間報告を報告

教育長　　つづいてお願いします。

人権・同和教育課長　　新規学卒者就職促進奨励金支給規則の廃止について、教育委員会規則ではないので報告させていただきます。廃止の理由は、平成 28 年度に実施した実態把握調査において、若年層の就職格差が縮小してきたということ。制度当初は就職活動中に就職支度金として支給していたものが、近年では就職後に祝い金のような形で支給している状況で、性質が変わってきていることなどが理由です。

常用就職の推進は今後も取り組んでいく必要のあるもので、今後の取組みとしては、学力保障、進路保障、雇用促進対策の取組、福祉分野として生活困窮世帯に対する就職支援施策の検討を行っていきます。

教育長　　その他ありますか。

指導主事　　琴浦町中学校の部活動方針（案）について、資料により説明

教育長　　働き方改革も含めて、部活動のあり方もどこかで線引きをしないといけない、それをしっかり守っていかなければならないということ。やりたい先生もあるし、やりたくない先生もある。やりたい子どももいるし、やりたくない子どももいる。どこかで線を引かないといけない。

教育委員　　各学校の活動方針は顧問の先生が作るのですか。

指導主事　　顧問の先生が作成します。部活動指導員が配置された場合は指導員が作成します。

教育委員　　部活の時間は顧問の先生がおられるのですか。

指導主事　　部活動指導員の場合は、おられません。

教育委員　　何かあった場合は部活動指導員が責任を取るのですか。

指導主事　　そういうことになります。

教育総務課長　　部活の顧問になるということですので。

教育委員　　そういうことも含めて受けていただいたということですね。

指導主事　　そうです。

教育委員　　休養というのは大切なもの。トレーニングの成果を上げるためにも休養は大事。そういうことであれば週１回は完全休養ということ。強くするためには対外的な試合が必要と強く感じておられる指導者が多い。レベルが高くなれば県外ということもあり、校長とぶつかることもある。

指導主事　　地域の期待、保護者の期待があったり、部活で成果をあげたことが評価されることもあったりする。そういういうことも見直していく必要がある。ある先生によっては反発されることもあるかもしれません。保護者や生徒の思いにも耳を傾けて考え直す時期であると思います。

教育委員　　部活の場所も変わってくる。部活中にケガをしたとして、スポーツ振興センターの保険請求があったので、学校以外で部活をしていたことがわかったというケースがあった。そういうことがないか心配している。

教育長　　休んでますといって、他の場所で練習していたと。

教育委員　　これは県教委の方針ですよね。

教育委員　　内容自体は何十年も前から出ている。しかし、校長が認めているからといって活動が広がっている。

指導主事　　そういうことがあるので報告書を作りましょうということにしている。

教育委員　　形だけにならないように。

人権・同和教育課長　　県内の自治体は全てこれを作っているのですか。

指導主事　　はい、内容は県から来たものですのでほぼ同じです。すでにホームページに挙げているところもあります。

人権・同和教育課長　　案が取れるのはいつの段階ですか。

指導主事　　教育委員会決裁は終わっていますので、今日にでも。

教育委員　　生徒を育てていくことに必要なことであるということを保護者に理解してもらうようにしてください。

教育長　　以前、プロのチームでしっかり休養をとっているチームほど強くなっていると聞いた。そのことを指導者が理解してしっかり練習と休養をとるようにしてほしい。

教育委員　　　　　　やはり疲労が蓄積されてマイナスの影響が出る。練習した時間が長くても自己満足に過ぎない。一時的に良い成績が出てもそれから伸びなかったりする。黄金の休養といわれるくらいなので必要。

教育長　　　　　　　どうやってしっかり体をコントロールするのかについて、谷川トレーナーから指導者向けの話をしていただければ違ってくるかもしれない。

　意見ありがとうございました。

日程第21　その他

　その他について歓送迎会ですが、４月３日（水）１８時からスイングパレス

　学校の教職員については管理職と退職者も出席されます。

　次回委員会会議議開催日

　次回委員会の開催日時について、４月２４日（水）午後１時３０分から行います。

　本日の委員会は以上で閉会とします。

午後　3時３５分　閉会

　平成３１年第４回琴浦町教育委員会の内容を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成３１年3月２７日

　署　名　　石前 富久美

　署　名　　森田 澄恵